



衆庶発第622号
令和7年3月6日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

衆議院事務局庶務部文書課長 濱 島 幸 男



議院行政文書不開示通知書

令和7年2月4日付けの申出書（7日付け接受）により申出のありました議院行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示申出文書

衆議院事務局が使用している執務提要（最新版）

2 開示しないこととした理由

申出に係る文書（「執務提要」を名称に含む文書。以下同じ。）のうち、「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程」（平成20年庁訓第1号。以下「規程」という。）第2条第1項において衆議院事務局の文書開示制度の開示対象として規定する議院行政文書については、作成しておらず、また、外部から取得した事実もないため、保有していない。

また、申出に係る文書のうち、規程第2条第2項に規定する「衆議院の立法及び調査に関する文書」（以下「立法調査文書」という。）については、規程の適用を受ける議院行政文書ではなく、その存否に関わらず不開示となるものである。

立法調査文書とは、衆議院の権能である立法や調査に関する文書をいい、規程第2条第2項において文書開示制度の開示対象である議院行政文書には含まれないと規定している。この衆議院の立法や調査とは、字義どおり立法及び調査に限定する趣旨ではなく、行政事務以外の衆議院の有する様々な権能や衆議院の行う諸活動を含む趣旨である。立法調査文書の具体例としては、本会議や委員会における法律案の審議過程に係る文書、本会議や委員会の運営に関する文書、国政に関する調査に係る文書や広く議員の求めに応じて衆議院事務局が行う調査に係る文書等が挙げられる。

※議院行政文書の全部又は一部を開示しないことについて苦情があるときは、この連絡を

行った日（通知書を発出した日）の翌日から起算して3か月以内に、事務局に対して苦情を申し出ることができます（衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程（平成20年庁訓第1号）第11条）。

(担当) 文書課情報公開係 電話03(3581)5097